商店街活性化事業は、商店街振興組合等がその組合員又は所属員、商工団体やＮＰＯ法人等の外部機関の協力を得て実施する場合が多いことから、これらの者の役割分担を明確にするなど、当該事業を円滑かつ確実に実施するために必要な体制が構築されていることが求められる。

さらに、事業がより効果的に行われるよう、計画目標の達成状況と課題を検証し、必要に応じ改善を図ることが求められる。

(3) 商店街活性化事業の内容

商店街活性化事業の内容は、商店街振興組合等が中心となって地域住民のニーズにこたえる取組であり、収益のみにこだわらず「地域コミュニティの担い手」としての商店街に期待される役割を発揮することにより、商店街への来訪者を増加させ、中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものである。

例えば、高齢者・子育て支援施設の設置や運営、宅配・買物支援サービスの実施、防犯施設の設置や防犯パトロールの実施、アーケード・広場・街路整備などの地域住民の利便に寄与する取組又は地域資源を活かしたイベント、販売施設、ブランド開発など地域の魅力を発信する取組は、これらが地域住民のニーズを踏まえており、かつ、商店街の活性化が見込まれるものであれば、商店街活性化事業となり得る。

また、国としてこれらの事業を認定し、政策資源を投入して支援することから、全国的見地から商店街の活性化に有意義な事業であることが求められる。

以上のことを踏まえ、商店街活性化事業は具体的には次の点を満たす必要がある。

① 地域住民の需要に応じて行う事業であること

商店街を活性化させるためには、商店街の主な顧客である周辺地域の住民のニーズを適確にとらえ、これに対応した取組を行うことが必要である。このため、商店街活性化事業は、地域住民を対象にしたアンケート調査や市場調査、地域住民等からの要望書、地方公共団体や地域の商工団体等による報告書等により把握した地域住民の商店街に対するニーズを十分に踏まえた事業であることが求められる。

② 商店街活性化の効果が見込まれること

地域住民のニーズを踏まえた事業であるとしても、本事業が商店街の活性化を目指すものであることを踏まえると、商店街活性化の効果が具体的な指標により定量的に見込まれることが必要である。具体的な指標としては、当該事業を実施しない場合との比較においての、商店街への来訪者の増加や商店街の構成員の総売上高の増加（これらの減少幅の縮小）、商店街における営業店舗数の増加や空き店舗数の減少、地域住民が商店街において買物をする頻度の向上などが挙げられる。また、こうした定量的な効果は、その達成時期を明確にすることが必要であるとともに、進捗状況を検証することが求められる。

③ 他の商店街にとって参考となり得る事業であること

法第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に対しては、国がその政策資源を積極的に投入して支援を行うことから、当該事業は②に示すとおり当該商店街の活性化につながることに加え、事業内容やそれによる活性化の成果が、全国の他の商店街が活性化に取り組む際に参考となり得ることが必要である。このため、当該商店街活性化事業の事業内容に新規性があることや、消費者・地域住民やＮＰＯ法人と協働するといった事業の実施体制や実施方法に創意工夫が認められることなど、他の商店街が商店街活性化事業に取り組むに当たって参考となり得る事業であることが求められる。

(4) 商店街活性化事業の計画期間

商店街活性化事業計画の実施期間については、三年程度を目安とする。また、商店街活性化事業の工程を適切に管理するため、事業を開始する時期、事業の実施項目ごとの着手時期、目標を達成する時期等について、可能な限り明確にすることとする。

(5) 地方公共団体との連携

地方公共団体では独自に商店街に対する支援措置を講じている場合があることから、商店街振興組合等は、国の支援措置だけでなくこれらの措置も積極的に活用することで、より効果的に商店街活性化事業を実施することができる。

また、地方公共団体においては、それぞれ独自のまちづくり施策や地域振興施策が講じられていることから、商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画はこうしたまちづくり施策等と調和が図られていることが必要である。例えば、商店街活性化事業計画に基づき実施する事業が中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第六項の認定を受けた基本計画の区域内で行われる場合には、同基本計画に基づき実施される事業と適切に連携を図ることにより相乗効果が期待でき、両計画の目標達成に有効であることが望ましい。

これらの観点を踏まえ、商店街活性化事業計画の作成に当たって、商店街振興組合等は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の支援・連携を得て行うことが求められる。

2 商店街活性化事業の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 基本的な考え方

国は、地域の実情に関する知見を有する地方公共団体や地域の商工団体等との密接な連携を図りつつ、商店街活性化事業に係る専門的な知識やノウハウの収集及び提供、商店街活性化事業に取り組む人材の育成などを通じて、全国的見地から商店街活性化事業の形成・実施を支援していくこととする。

(2) 商店街活性化事業への支援の促進

国は、関係省庁による相互協調の下、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、全国商店街振興組合連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等の関係機関と緊密に連携し、商店街活性化事業を積極的に支援し、その取組を全国に普及させていくこととする。具体的には、商店街の活性化を図る上で人材が重要であることにかんがみ、商店街活性化事業に係る専門的な知識やノウハウを有し、かつ、当該事業に意欲的に取り組もうとする人材の育成・確保に努めることとする。また、商店街が一体となり継続的かつ適確に商店街活性化事業を実施するためには組合として取り組むことが重要であることから、国は、関係機関の協力を得ながら商店街の組合設立を促すこととする。

さらに、国は、商店街の活性化に関する専門的な知識やノウハウの蓄積を行い、これを積極的に情報提供することとする。認定商店街活性化事業やその他の商店街活性化の先進事例について情報収集し、全国の商店街への情報提供に努めるほか、関係省庁がまちづくりや少子化・高齢化対策、食品流通といった分野において、商店街活性化事業に対して提供可能な様々な支援措置を講じていることから、その情報を集約し、ワンストップでわかりやすく情報提供するよう努めることとする。

(3) 商店街活性化事業計画の評価体制の整備

国は、商店街活性化事業計画の認定を公正かつ適正に行うため、有識者、専門家、消費者等で構成される評価委員会を設置し、その評価を踏まえ、また、地域の実情や我が国の経済情勢等も考慮した上で、認定の適否を判断することとする。

評価委員会においては、地域住民のニーズに対応したものであるか、商店街活性化の効果が見込まれるものであるか、他の商店街にとって参考となり得るものであるか、商店街活性化事業を円滑かつ確実に遂行するための適切な体制になっているか等について評価を行う。

(4) 地方公共団体との協調

地方公共団体では商店街に対して様々な支援措置を講じていることから、国の支援措置と組み合わせることにより、商店街振興組合等が実施する商店街活性化事業に対してより効果的な支援を行うことができる。また、地方公共団体においては、それぞれ独自のまちづくり施策や地域振興施策が講じられていることから、商店街活性化事業計画はこうしたまちづくり施策等と調和が図られていることが必要である。

このため、国は、商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見に十分配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業の実施を支援することとする。